

やまぐち健康経営企業 認定制度概要

山 口 県

平成29年6月1日

本県の現状

順位は全国順位(高率、高額順)

- ・特定健康診査実施率(H26) 45位
- ・がん検診受診率(H25) 乳がん47位、子宮がん44位、大腸がん43位



- ・1人当たり医療費(H26) 国保:2位、協会けんぽ:6位
- ・三大生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)の年齢調整死亡率

保健統計区分		男性			女性			調査年度
		率・単位	全国順位	全国平均	率・単位	全国順位	全国平均	
年齢調整死亡率 (人口10万対)	全死因	573.8	8位	544.3	287.1	9位	274.9	H22年
	がん (75歳未満)	102.6	14位	100.1	55.1	39位	59.7	H26年
	心疾患	82.8	8位	74.2	42.5	12位	39.7	H22年
	脳血管疾患	53.1	14位	49.5	27.0	22位	26.9	H22年

→生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代に向けた対策は、生活習慣病の発症・重症化予防に向けて重要 → 企業による従業員の健康増進に向けた組織的な取組の促進

(やまぐち健康経営企業認定制度の創設)

1. 制度概要

○やまぐち健康経営企業認定制度とは？

県が、全国健康保険協会山口支部などの保険者と協働して、「健康経営」に取り組む企業を認定する制度です。

*「健康経営」

従業員の健康管理を、経営的な視点から収益性などを高める投資と考え、戦略的に実践することです。（「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。）

○対象

従業員の健康管理に取り組む、県内の従業員1名以上の公的医療保険適用企業

*原則として企業ごと（県内本社で複数支店等がある場合は本社一括、県外本社の県内支店等は支店等の単位でも可能）

（公的医療保険者は、健康保険組合や国民健康保険組合などです。保険証で御確認ください。）

○この制度の目的は？

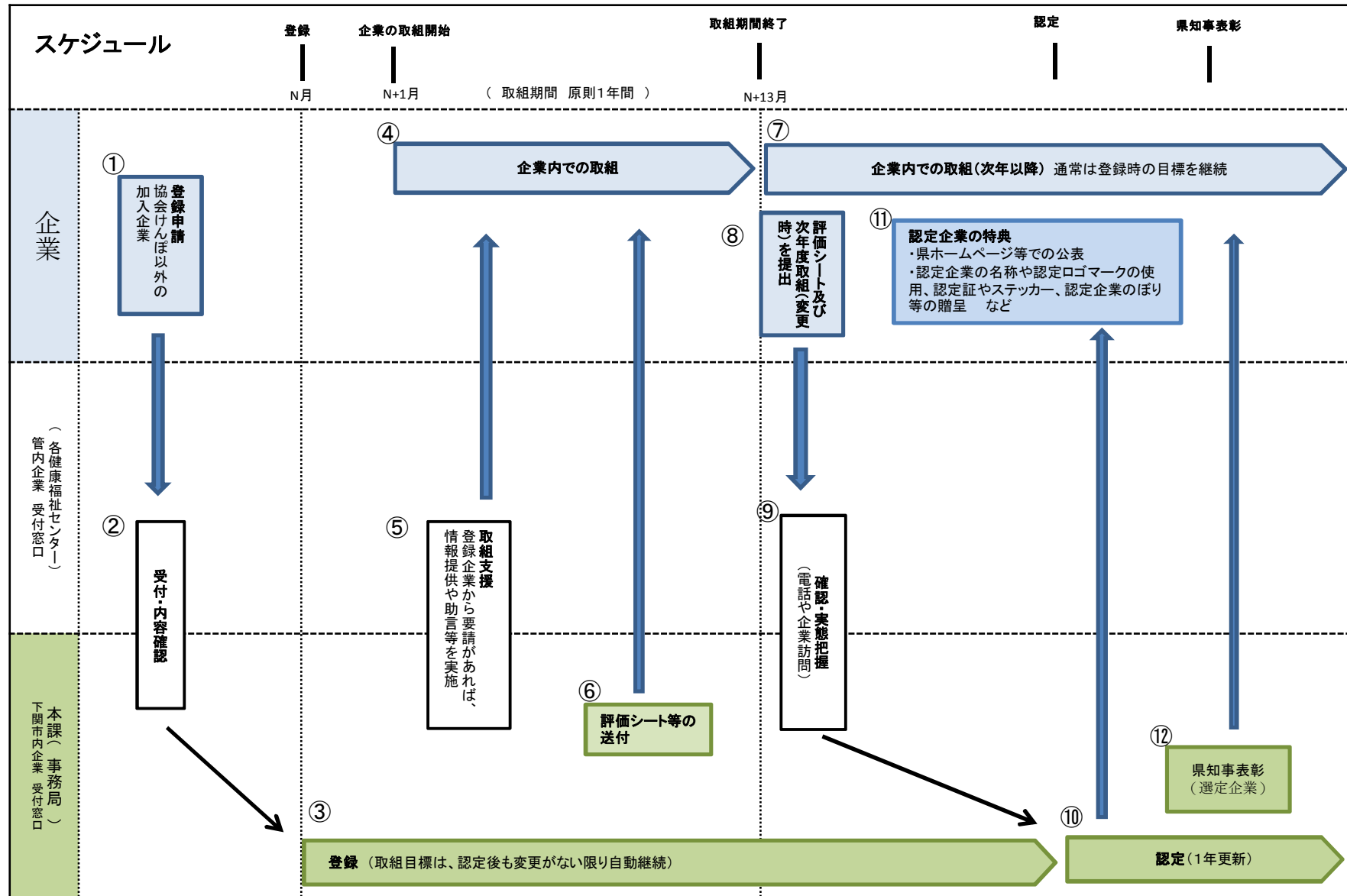
健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要で、とりわけ生活習慣病の発症リスクが高くなる、働く世代の方々への効果的な支援が求められています。

この制度によって、「健康経営」に取り組む企業が社会的に認識され評価されることで、その取組の継続や取組企業の拡大につなげ、働く世代の方々の健康増進の一層の促進を図ることとしています。

2. 制度フロー(概要)



制度フロー（詳細）



制度フロー（詳細）

① 登録申請

参加企業は、随時、取組目標を決定して県の受付窓口に申請（協会けんぽ加入企業は、協会けんぽが受付窓口）

② 受付・内容確認

受付窓口で、登録要件や内容を確認

③ 登録

県で登録し、協会けんぽ分と合わせてホームページに掲載（協会けんぽ加入企業は、協会けんぽが手続きを実施）

④ 企業内での取組

取組期間中（原則1年間）、企業で決定した取組目標に向けた取組を実施

⑤ 認定に向けた取組支援

希望する登録企業に、受付窓口が情報提供や助言などの取組支援を実施

⑥ 評価シート等の送付

取組終了前に県から評価シート等を送付し、今後の手続きの確認と評価シート等の提出を依頼

⑦ 次年の企業の取組

登録企業は、取組期間終了後、速やかに次年の取組を開始

⑧ 評価シート等の提出

登録企業は取組期間終了後、速やかに受付窓口に評価シートを提出（取組目標に変更がある場合は、併せて提出）

⑨ 確認・実態把握

受付窓口において、提出された評価シート等により、取組内容を確認。必要に応じて電話や企業訪問で実態確認

⑩ 認定

認定基準に基づき県が採点し、実施保険者分と合わせ該当企業を県が認定（1年更新）

⑪ 認定通知等

該当企業への認定証等の送付、特典の付与、HPやマスコミへの公表

⑫ 県知事表彰（選定企業のみ）

認定企業のうち、特に取組が優良な企業を選定して県知事表彰を実施

3. 手続き (1) 登録について

1 申請等の窓口

実施保険者(今年度:全国健康保険協会(協会けんぽ)山口支部)の加入企業以外は、全て県になります。

* 企業の所在地によって管轄の県健康福祉センター等が異なります。(詳しくは、HPをご覧ください。)

受付は随時行っています。

2 登録要件

以下の(1)から(4)の全てを満たす必要があります。

- (1) 従業員の健康管理に関連する法令等を遵守し、重大な違反をしていないこと。
- (2) 健康づくり担当者を設置すること。
- (3) 山口県及び実施保険者と連携し健康づくりを推進すること。
- (4) 健康づくりの取組目標の設定と、企業名を公表することへの承諾

3 留意事項

- (1) 取組目標は、認定基準を踏まえ、「健(検)診」、「健診結果の活用」の分野 は全項目必須、他の分野は各1項目以上を設定していただく必要があります。
- (2) 取組期間として、原則として1年目は登録された翌月から1年間、2年目以降も、前年の取組期間終了から切れ目なく1年間取組継続していただきます。なお、平成29年6月までの登録については、取組期間が1年未満でも可能とします。
- (3) 登録した取組目標は、企業から変更届の提出がない限り毎年自動的に継続されます。

4 認定に向けた取組支援

希望される企業に、窓口が健康情報の提供を行うとともに、必要に応じ、訪問等により健診結果の見方や健康課題対策の助言など、健康づくりに向けた支援を行います。

5 参考(「健康づくりの手引き」とともに、企業での取組の促進に活用してください。)

- (1) やまぐち健康マイレージ事業 HP → <http://www.kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/mileage/>
個人個人の健康づくりの取組がポイントとなり、それが一定以上貯まると県内の協力店でサービスや特典が受けられるカードが、実施市町や保険者から交付される事業です。
- (2) 健康づくりイベント HP → <http://www.kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/ibento/index.html>
県内の様々な健康づくりのイベント情報が掲載されています。
- (3) 教材貸出のご案内 HP → <http://www.hwy.or.jp/center/index/page/id/71>
健康づくり情報を伝える手段として、パネル等の貸し出しを行っています。

認定基準

分野	必須・選択	項目番号	項目	できて	概ね	できて	
				いる (点)	できて いる (点)	いない (点)	
健(検)診	必須(全項目)	1	従業員に健康診断を100%受診させていますか。 (40歳未満含む)	10	6	0	
		基準 80%以上→10点、50～79%→6点、49%以下→0点					
		2	従業員に各種がん検診を受診させていますか。	8	5	0	
基準 50%以上→8点、30～49%→5点、29%以下→0点 2種類以上のがん検診受診者が対象							
3	40歳以上の従業員の特定健診結果を加入保険者に提供していますか。	8	5	0			
基準 80%以上→8点、50～79%→5点、49%以下→0点							
健診結果の活用	必須(全項目)	4	健診結果が「要治療」など再度検査が必要な従業員に受診させていますか	7	4	0	
		基準 80%以上→7点、50～79%→4点、49%以下→0点 対象者がいない場合は7点					
		5	健診の結果、保健指導が必要な従業員に、保健指導を受けさせていますか。	7	4	0	
基準 50%以上→7点、30～49%→4点、29%以下→0点 対象者がいない場合は7点							
健康づくりのための職場環境	選択(1項目以上)	6	従業員とその家族も含めた健診(がん検診含む)の受診勧奨など健診を受けやすい職場環境を作っていますか。	6	3	0	
		基準 細目2項目以上→6点、1項目→3点					
		7	定期的な健康情報の提供や、健康測定機器の活用等従業員の健康に配慮していますか。	5	2	0	
		基準 細目2項目以上→5点、1項目→2点					
8	健康づくりの目標・計画を立て、実践していますか。	6	3	0			
基準 細目2項目以上→6点、1項目→3点							

分野	必須・選択	項目番号	項目	できて	概ね	できて
				いる (点)	できて いる (点)	いない (点)
健康行動の提起	選択(1項目以上)	9	インフルエンザや食中毒など流行性の感染症対策を行っていますか。	5	2	0
		基準 細目2項目以上→5点、1項目→2点				
運動・食事対策	選択(1項目以上)	10	歯科検診の受診促進や、歯磨きができる環境整備など歯科保健に関する取組を行っていますか。	6	3	0
		基準 細目2項目以上→6点、1項目→3点				
たばこ対策	選択(1項目以上)	11	始業前などに体操やストレッチを取り入れていれるなど、体を動かすための取組を行っていますか。	5	2	0
		基準 細目2項目以上→5点、1項目→2点				
心の健康	選択(1項目以上)	12	職場で、健康的な食事や運動が実践できるように、配慮していますか。	5	2	0
		基準 細目2項目以上→5点、1項目→2点				
たばこ対策	選択(1項目以上)	13	従業員にたばこの害の周知活動を行い、禁煙を勧めていますか。	5	2	0
		基準 細目2項目以上→5点、1項目→2点				
心の健康	選択(1項目以上)	14	受動喫煙防止対策を講じていますか。	6	3	0
		基準 細目2項目以上→6点、1項目→3点				
心の健康	選択(1項目以上)	15	研修会等を利用しメンタルヘルス対策を講じていますか。	6	3	0
		基準 細目2項目以上→6点、1項目→3点				
心の健康	選択(1項目以上)	16	気になることを相談できる職場の雰囲気を作っていますか。	5	2	0
		基準 細目2項目以上→5点、1項目→2点				

3. 手続き (2) 認定について

1 認定方法

- (1) 登録企業は、取組期間終了後、取組結果を評価シートに記載して窓口に提出します。
- (2) 県及び実施保険者が認定基準に基づき採点し、一定基準を達成した場合に、県が該当企業を「健康経営企業」として認定します。

2 認定要件

認定基準に基づき、取組結果の合計点が65点以上ある場合に認定されます。

3 留意事項

- (1) 認定の有効期間は1年間とし、毎年上記1、2によって更新するものとします。
- (2) 認定に至らなかった企業は、認定されるまで翌年以降も登録企業として取組を行っていただきます。
- (3) 認定企業が取組を中止する場合、中止届の提出と合わせて、認定証、認定ステッカー、のぼり及びミニのぼり、認定ロゴのデータが入った電子媒体の返納を窓口に行っていただきます。
なお、再び取組を行う場合には、登録申請から行っていただくこととなります。

3. 手続き (3) 認定企業の特典について

- ・県ホームページ等による公表
- ・企業PRのための認定企業の名称や認定ロゴマークの使用、認定証やステッカー、認定企業のぼり等の贈呈
- ・健康経営セミナーの優先案内、優先参加
- ・特に優良な認定企業は、県知事表彰
- ・ハローワークの求人票や山口県若者就職支援センターのYYジョブナビ内の企業情報への、認定企業としての記載(別途登録が必要) など

* 今後も、順次追加していく予定です。



認定ロゴマーク



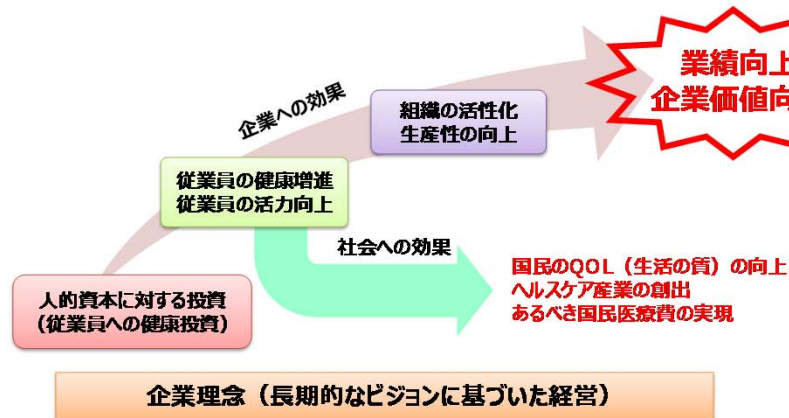
認定のぼり

4. 参考 健康経営の取組自体のメリットについて (経済産業省資料)

「健康経営・健康投資」とは



- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。**
- 健康投資とは、**健康経営の考え方**に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に**業績向上や組織としての価値向上へ繋がる**ことが期待される。



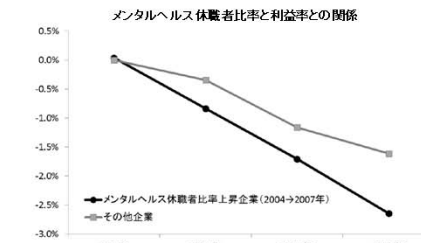
「健康経営の企業価値」への寄与



- 心身の不調は生産性を低下させることが明らかになっている。また、**健康経営に対する投資1ドルに対するリターンが3ドルになるとの調査結果もある。**
- 健康経営は**従業員の生産性向上やコスト削減、企業のイメージアップ**等に繋がっていることが示唆される。

従業員のメンタルヘルスと利益率との関係

- 経済産業研究所の研究プロジェクト(黒田・山本)により、従業員規模100人以上の**451企業**に対し、メンタルヘルスの不調が企業業績に与える影響を検証。
- メンタルヘルス休職者比率の上昇した企業は、それ以外の企業に比べ、売上高利益率の落ち込みが大きい。



(出所) RIETI Discussion Paper Series 14-J-021
「企業における従業員のメンタルヘルスの状況と企業業績」—企業パネルデータを用いた検証—
黒田祥子(早稲田大学)、山本勲(慶應義塾大学)

健康経営への投資に対するリターン

- J&Jがグループ世界250社、約11万4000人に健康教育プログラムを提供し、投資に対するリターンを試算。
- 健康経営に対する投資1ドルに対して、3ドル分の投資リターンがあったとされている。

投資リターン(3ドル)

- 生産性の向上
欠勤率の低下
プレゼンティーズムの解消
- 医療コストの削減
疾病予防による傷病手当支払い減
長期的医療費抑制
- モチベーションの向上
家族も含め忠誠心と士気が上がる
- リクルート効果
就職人気ランキングの順位上昇で採用が有利に
- イメージアップ
ブランド価値の向上
株価上昇を通じた企業価値の

健康経営への投資額(1ドル)

- 人件費
(健康・医療スタッフ・事務スタッフ)
- 保健指導等利用費、システム開発・運用費
- 設備費
(診療施設、フィットネスルーム等)

(出所)「儲かる『健康経営』最前線」ニューズウィーク誌2011年3月号を基に作成